

芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成 25 年 3 月 25 日
要綱第 14 号

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、芸西村補助金交付要綱（平成 21 年要綱第 14 号）の規定に基づき、芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第 2 条 地球温暖化防止対策の一環として、村民のクリーンエネルギーの利用を積極的に支援することにより環境保全に対する意識の高揚を図り、環境に調和した村づくりを推進して行なうため、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、当分の間、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自ら使用する村内の個人の専用及び併用住宅にシステムを設置することとし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（当該システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値）が 10Kw 未満のシステムであること。
- (2) 未使用品であること（中古品は対象外）。
- (3) 太陽電池の出力を監視する等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行なうものであること。
- (4) 太陽電池モジュールについては、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）の「太陽電池モジュール認証」を受けているもの又は、日本工業規格（J I S）若しくは国際電気標準会議（I E C）の国際規格に適合する等、同相当の性能及び品質が確認されるものであること。
- (5) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等により確保されているもの。
- (6) 補助金の交付の決定をした日以降に着工するシステム又は、売買契約締結後から引渡しを受ける日の 14 日前までに補助金の交付申請が受付された建売等システム付住宅（以下「システム付住宅」という。）のシステム。ただし、当該システム付住宅が新築住宅（人の居住の用に供したことの無い住宅をいう。）以外の場合は、新規にシステムを設置する場合に限る。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 第 9 条に規定する実績報告の日において、システムが設置される住宅に自ら居住し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく本村の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 村税等（国民健康保険税を含む）を完納している者
- (3) 電力事業者と電灯契約を締結している者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はKwとし、小数点以下第3位を四捨五入する。）に3万円を乗じて得た額とする。ただし、当該補助金の額は12万円を上限とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 当該システム設置に係る経費の内容が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し。システム付住宅については、引渡し日が記載されている当該システム付住宅の売買契約書の写し及びシステム設置に係る経費の内容が明記されている内訳書

(2) 当該システム設置住宅の位置図

(3) 当該システム設置前の住宅の現況写真。システム付住宅については、当該システムの設置状況写真(住宅全体写真・太陽電池モジュール・インバータ・接続箱・直流側開閉器・発生電力計・余剰電力販売用電力量計の設置状態を示す写真)

(4) 本村における課税及び納付状況調査に係る同意書(様式第2号)

(5) 村外に住所を有する者は(4)に代えて、完納証明書及び住民票の写し(3ヶ月以内に発行された特別事項省略のもの)

(6) 自己所有でない住宅に居住する者が当該システムを設置する場合は、住宅の所有者の承諾書(様式第3号)

(7) その他村長が必要と認める書類

2 補助対象者は、補助金交付申請に係る書類の提出を他の者に代行させることができる。この場合において、前項に規定する書類のほか委任状（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 村長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、それぞれ通知するものとする。

(計画の変更等)

第8条 補助対象者は、計画の内容を変更又は中止しようとする場合には、あらかじめ変更等承認申請書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、変更等承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付し村長に提出しなければならない。

(1) 当該システム設置に係る領収書の写し。システム付住宅については、当該システム設置に係る費用を負担したことを証する書面

(2) 電力事業者と締結された電力受給契約書の写し

- (3) 当該システムの竣工検査の試験記録の写し
- (4) 申請者の住民票の写し(3か月以内に発行された特別事項省略のもの)
- (5) システム付住宅以外は、当該システムの設置状況写真(住宅全体写真・太陽電池モジュール・インバータ・接続箱・直流側開閉器・発生電力計・余剰電力販売用電力量計の設置状態を示す写真)
- (6) その他村長が必要と認める書類

(交付額の決定)

第10条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が適正であると認められたときは、補助金の交付の額を決定し、補助金交付額確定通知書(様式第10号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 村長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第11号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 村長は、補助金の交付を決定し、又は補助金を交付した補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱による手続きを履行しないとき。
- (2) 補助金をその目的以外の用途に使用し、又は使用しようとしたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 年度内に補助事業の完成が困難と判断したとき。

(財産処分の制限)

第13条 補助対象者は、機器の法定耐用年数(17年)の期間内において、当該システムを処分するときは、あらかじめ財産の処分に関する承認申請書(様式第12号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、天変地異その他補助対象者の責に帰さない理由により、当該システムがき損又は、滅失したときは、その旨を村長に報告しなければならない。

(協力)

第14条 村長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月22日要綱第34号)

この要綱は公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月28日要綱第7号)

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

芸西村長 溝渕 孝 様

申請者 住所
氏名 (印)
(電話)

芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 設置場所の所在 芸西村
- 3 太陽光発電のシステム規模 Kw
(太陽電池の最大出力値)
- 4 設置工事期間 (事業着手予定年月日) 平成 年 月 日
(事業完了予定年月日) 平成 年 月 日

(添付書類)

- (1) 当該システム設置に係る経費の内容が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し。システム付住宅については、引渡し日が記載されている当該システム付住宅の売買契約書の写し及びシステム設置に係る経費の内容が明記されている内訳書
- (3) 当該システム設置住宅の位置図
- (4) 当該システム設置前の住宅の現況写真。システム付住宅については、当該システムの設置状況写真(住宅全体写真・太陽電池モジュール・インバータ・接続箱・直流側開閉器・発生電力計・余剰電力販売用電力量計の設置状態を示す写真)
- (5) 本村における課税及び納付状況調査に係る同意書(様式第 2 号)
- (6) 村外に住所を有する者は (6) に代えて、完納証明書及び住民票の写し (3 ヶ月以内に発行された特別事項省略のもの)
- (7) 自己所有でない住宅に居住するものが当該システムを設置する場合は、住宅の所有者の承諾書(様式第 3 号)
- (8) その他村長が必要と認める書類
- (9) 委任状 (様式第 4 号)

様式第2号（第6条関係）

課税及び納付状況調査に係る同意書

私は、芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づき、村税等（個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の課税及び納税状況について、調査を受けることに同意します。

芸西村長 溝渕 孝 様

平成 年 月 日

申請者 住所
氏名

印

芸西村記入欄

芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金
交付申請に係る村税等の課税及び納税状況調査願

総務課長 様

上記の者の村税等の課税及び納税状況を調査の上、回答を願います。

企画振興課 担当者
課長

印

印

上記の者の村税等（個人村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）にかかる課税及び納付状況は次のとおりです。

○ 村における納付状況（ 滞納有 ・ 滞納無 ・ 課税なし ）

平成 年 月 日

確認者 総務課 税務係

印

平成 年 月 日

芸西村長 溝渕 孝 様

承諾者 住 所
氏 名 ⑩
(電話番号)

承 諾 書

私の所有建築物において、芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金を利用して太陽光発電システムが設置されることについて、申請者における（法定耐用年数内）善良な管理義務履行を条件として、当該システムの設置を承諾します。

設置場所住所	
設置予定の建築物の形態	(例：一戸建住宅)
申請者 住所	
申請者 氏名	
申請者との関係	

委任状

平成 年 月 日

芸西村長 溝渕 孝 様

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

私は、芸西村太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記の者を手続代行者に定め、芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助に係る手続きを委任します。

記

住所	〒 _____
会社名	_____
代表者氏名	_____ 印
担当者氏名	_____
連絡先電話番号	_____
備考	_____

申請者 様

芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金
交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、下記により交付します。

平成 年 月 日

芸西村長 溝 渕 孝



記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 補助事業の内容 住宅用太陽光発電システム設置 Kw

申請者 様

芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金
不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、下記の理由により不交付とします。

平成 年 月 日

芸西村長 溝 洵 孝



記

不交付理由

芸西村長 溝渕 孝 様

補助対象者 住所
氏名 ⑩
(電話)

芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金
変更等(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け芸企画第 号で補助金交付の決定を受けた芸西村住宅用太陽光発電システム設置事業について、申請内容を下記のとおり変更したいので芸西村太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第8条の規定により、変更等(廃止)の承認を申請します。

記

1 変更等(廃止)の内容

2 変更等(廃止)の理由

平成 年 月 日

申請者 様

芸西村長 溝渕 孝 ⑩

芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更等承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更については、下記のとおり決定しましたので、芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 承認・不承認の別 ・承認します ・承認しません

2 変更等（廃止）の内容

3 条件

平成 年 月 日

芸西村長 溝渕 孝 様

補助対象者 住所
氏名 ⑩
(電話)

芸西村住宅用太陽光発電システム設置事業実績報告書

平成 年 月 日付け芸企画第 号で、補助金交付の決定をうけた芸西村住宅用太陽光発電システム設置事業が完了したので、芸西村住宅用太陽光発電システム補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 平成 年 月 日

(添付書類)

- (1) 当該システム設置に係る領収書の写し。システム付住宅については、当該システム設置に係る費用を負担したことを証する書面
- (2) 電力事業者と締結された電力受給契約書の写し
- (3) 当該システムの竣工検査の試験記録の写し
- (4) 申請者の住民票の写し(3か月以内に発行された特別事項省略のもの)
- (5) システム付住宅以外は、当該システムの設置状況写真(住宅全体写真・太陽電池モジュール・インバータ・接続箱・直流側開閉器・発生電力計・余剰電力販売用電力量計の設置状態を示す写真)
- (6) その他村長が必要と認める書類

補助対象者 様

芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金
交付額確定通知書

平成 年 月 日付で実績報告のあった芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、下記のとおりその額を確定したので、芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 10 条の規定により、通知します。

平成 年 月 日

芸西村長 溝 渕 孝 

記

補助金交付確定額 金 円

平成 年 月 日

芸西村長 溝渕 孝 様

補助対象者 住所
氏名 (印)
(電話)

芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け芸企画第 号で補助金交付の決定のあった芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金を、芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

支払方法

- 1 直接払
- 2 口座振替

振 込 先	銀 行	金融機関名	支店名	口座種別
		銀 行	支 店	1 普通
		信用金庫	支 所	2 当座
		農 協	出張所	
		口座番号		
	(フリガナ)			
	口座名義			
	ゆう ちょ 銀行	店 名	店 番	預金種目
		口座番号		
		(フリガナ)		
口座名義				

様式第 12 号 (第 13 条関係)

平成 年 月 日

芸西村長 溝渕 孝 様

申請者 住所
氏名 (印)
(電話)

芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業により
取得した財産の処分に関する承認申請書

芸西村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記
のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1. 対象設備 交付年月日・指令書番号
(平成 年 月 日・芸企画第 号)
2. 処分の方法 (該当する項目を○で囲んでください。)
売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄・その他 ()
3. 処分の時期 年 月 日から (年 月 日まで)
4. 処分の理由
5. 収益額 (処分により収益がある場合は、その額を記載してください。)